



桜井支局・橿原出張所の統合 中和支局・桜井法務局サービスセンター設置 のお知らせ



令和6年2月22日（木）、奈良地方法務局桜井支局と橿原出張所は統合します。
また、令和6年2月26日（月）からは、現在の橿原出張所の所在地に「中和支局」を、桜井市役所内に「桜井法務局サービスセンター」を開設して業務をスタートします。
これに伴い、登記事務等の管轄区域が以下のとおり変更となりますので、お知らせします。

令和6年2月22日（木）まで



令和6年2月26日（月）から

奈良地方法務局桜井支局

〒633-0062 桜井市大字栗殿4 6 1 - 2
電話：0744-42-2896
電話：0744-42-2899（登記簿等の公開に関する問合せ専用）

【不動産登記管轄区域】

桜井市・宇陀市・宇陀郡（曾爾村・御杖村）
吉野郡（東吉野村）

奈良地方法務局橿原出張所

〒634-0078 橿原市八木町一丁目6 - 1 2
電話：0744-22-3045
電話：0744-22-3046（登記簿等の公開に関する問合せ専用）

【不動産登記管轄区域】

橿原市・高市郡（高取町・明日香村）
磯城郡（田原本町・川西町・三宅町）

奈良地方法務局中和支局

〒634-0078 橿原市八木町一丁目6 - 1 2
電話：0744-22-3045
電話：0744-22-3046（登記簿等の公開に関する問合せ専用）

【不動産登記管轄区域】

桜井市・宇陀市・宇陀郡（曾爾村・御杖村）
吉野郡（東吉野村）
橿原市・高市郡（高取町・明日香村）
磯城郡（田原本町・川西町・三宅町）

【戸籍・供託・遺言書保管・人権擁護に関する事務の管轄区域】

不動産登記と同じ
※橿原市・高市郡（高取町・明日香村）・磯城郡（田原本町・川西町・三宅町）は管轄が葛城支局から中和支局に変わります。

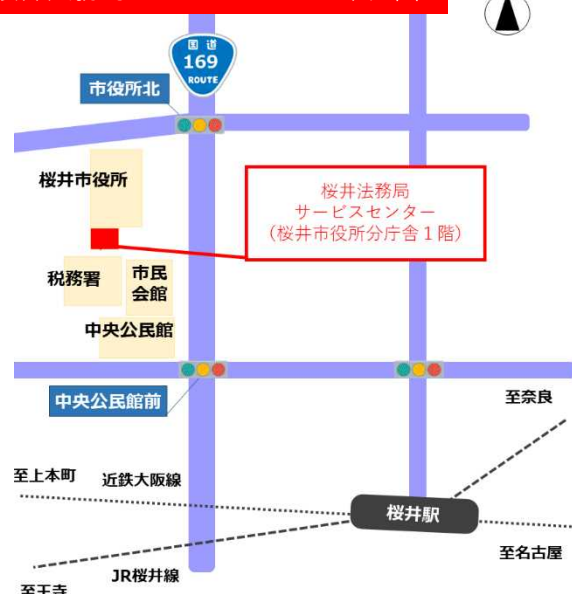
奈良地方法務局桜井法務局サービスセンター

〒633-0062 桜井市大字栗殿432-1（桜井市役所分庁舎1階）
※不動産及び商業・法人の登記に関する証明書の交付事務を行います。

中和支局案内図



桜井法務局サービスセンター案内図



統合の前後は準備作業等で何かとご不便をおかけしますがご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先
奈良地方法務局総務課
0742-23-5534（自動音声案内6番）



奈良地方法務局

